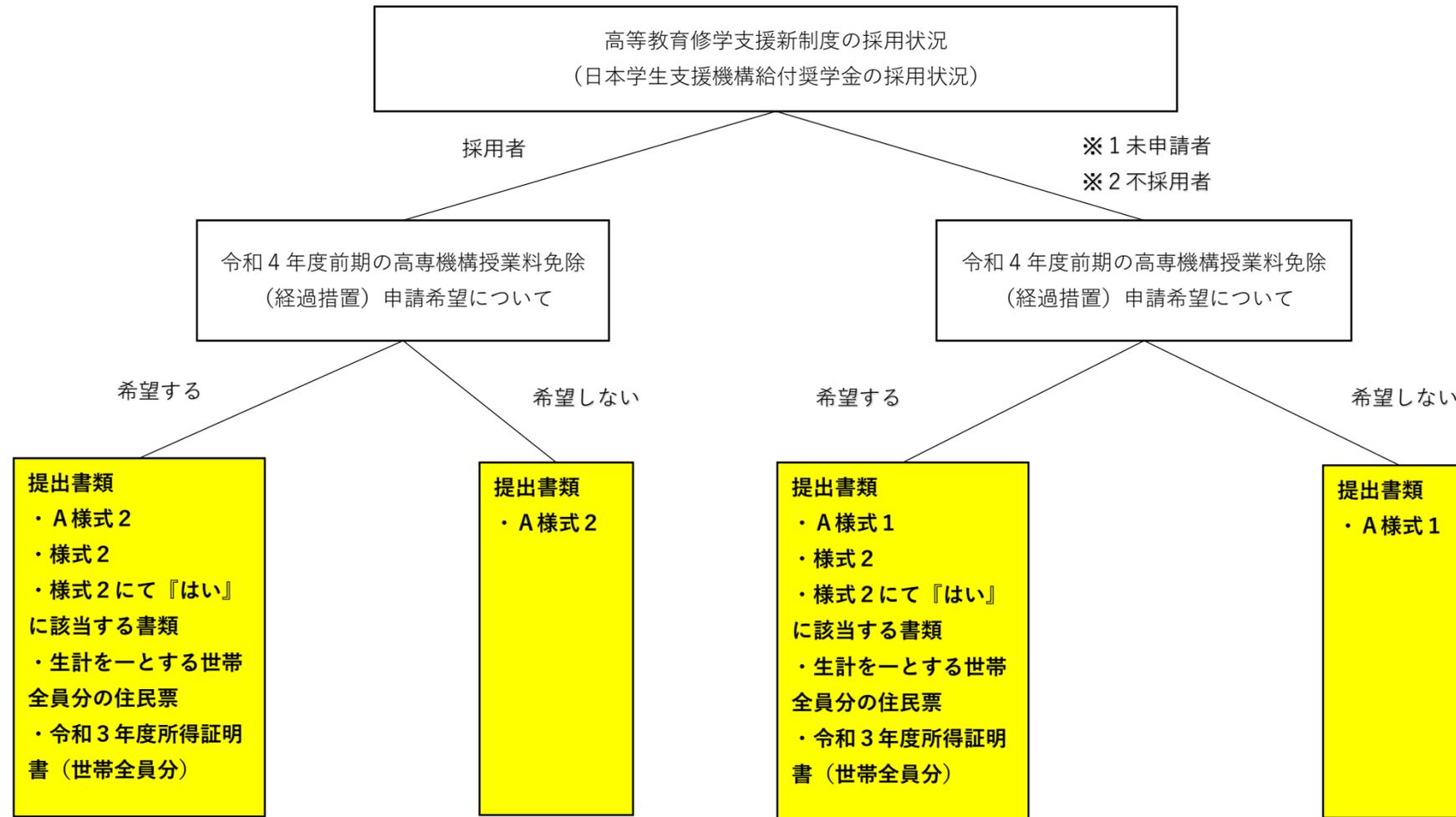


〈参考〉 令和4年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（専攻科2年生）



高専機構授業料免除（経過措置）を希望する学生への注意点

- ・住民票等の証明書類は令和4年4月1日以降のものを提出してください
 - ・所得証明書は、令和4年度のを提出してください。（令和4年6月以降に取得可能）
 - ・生計を一とする住民票など、取得忘れの無いようお願いします。生計を一とする世帯には、以下の3点も含まれます。
- ①ご兄弟の就職状況に関わらず、同一住居に居住している。 ②就学等のために生計維持者と一時別居をしている（一人暮らし、寮生）。 ③生計維持者が単身赴任等をしている。

※1 高等教育の修学支援新制度の授業料免除に申請を希望される方で、まだ、日本学生支援機構給付奨学金に申請されていない方は、4月に日本学生支援機構給付奨学金の説明会を行います。必ず、説明会に参加し給付奨学金の申請を行ってください。申請がない場合は、不採用となり授業料免除が受けられませんのでご注意ください。

※2 高等教育の修学支援新制度による令和3年度後期授業料免除申請者のうち、家計基準による不採用となった方について、令和4年度前期の授業料免除申請に関する家計基準は、前回同様令和2年1月1日～12月31日の収入に基づく令和3年度住民税情報で審査が行われます。